

令和7年度こども家庭庁機構・定員のポイント

こども未来戦略に基づく少子化対策の効果検証、こども性暴力防止法の施行や、旧優生保護法にかかる補償金等の支給等を行うための体制の強化を図るとともに、行政の効率化に資することもDXの推進等に係る体制を強化。

1. 組織体制の整備

- 長官官房参事官（総合政策担当）に企画官（企画調整担当）を設置。

2. 人員体制の整備

- こども未来戦略に基づく少子化対策の効果検証、こども性暴力防止法の施行に必要な体制の強化を図るとともに、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等を行うための体制整備を図る。併せて、こども家庭庁として必要な災害等危機管理対応や広報・人事・会計等に係る体制強化を図る。
- また、当庁のPMO体制の強化や、新たな「子育て支援制度レジストリ」の整備・運用、こども性暴力防止法に係るシステム構築など、こどもDXの推進等にかかる体制強化を図ることで、行政の効率的な実施を実現する。

区 分	令和6年度 末定員	令和7年度増減内訳				令和7年度 末定員
		増員	減員	時限 増員	差引	
こども家庭庁	465	40	▲5	10	45	510
内部部局	384	32	▲4	10	38	422

※減員は時限到来によるもの。

- 増員の主な内容
 - ・ 少子化対策の効果検証： 2人
 - ・ こども性暴力防止法の施行に係る体制強化： 4人*
 - ・ 旧優生保護法にかかる補償金支給等の体制整備： 10人
 - ・ 危機管理や広報・人事・会計等の強化： 9人
 - ・ こどもDXの推進のためのPMO等の強化： 10人（うち、2人がこども性暴力防止法に係るシステム構築） 等
- * こどもの性暴力防止法の施行については、体制強化とシステム構築を合わせて6人を確保